

十津川村立十津川中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「生徒等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから本校では全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条第1項]

上記の趣旨の基、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも、どの場面においても起こりうるものであり、また、いじめは人間として許されない人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校の生徒が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「いじめは人間として許されない人権侵害である。」という認識を生徒一人一人にもたせる。
そのことと共に、「いじめをはやしたて助長したり、傍観したりする行為もいじめ同様に許されないことである。」という人権意識も培う。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命及び人権を大切にする心と態度を育成する。また、人権教育や道徳教育の充実を図ることによって豊かな人間性を育成する。
- ③ 学級活動や生徒会活動などを活用し、生徒自身がいじめ問題の解決に向けて、どのように考えて行動すべきかを主体的に考えさせることによって、豊かな人間関係を築く。

(2) いじめの未然防止に向けた手立て

① 学級経営の充実

- ア 生徒一人一人のよさが発揮され、相互の違いを認め合える学級づくりを進める。
- イ 生徒の自主的活動を保証し、規律と活気ある学級づくりを進める。
- ウ 人権意識を欠いた言葉遣いのないコミュニケーションづくりを進める。
- エ 日々の生徒の様子（実態）を把握し、変化の様子（兆し）を見逃さず、早期発見、早期対応につなげる。

② 授業中における指導の充実

- ア 「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 満足感や達成感がもてる授業づくりを進める。
- ウ 学び合いを通して、分かる授業づくりを進める。

③ 道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成などに関する題材を取り上げ、いじめを許さない心情を高めるための授業を行う。

④ 学級活動の充実

いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図るために、人間関係のトラブルやいじめ問題に直面した時の対処方法を身に付けさせる。

⑤ 全校集会での取組

人権尊重やいじめ防止を目的とした教員からの講話を毎月11日の全校集会などで行う。

⑥ 情報モラル教育の充実

パソコン、スマートフォン、携帯電話などを使っての意図的または無自覚にいじめを行う者、また、いじめを受ける者となる場合が少なくない現状を踏まえ、情報モラル教育に取り組む。

⑦ 障害のある生徒へのいじめを防ぐ

障害のある生徒に対するからかいなどからいじめへの発展を防止するため、教職員間で「障害」の特性の理解や具体的関わり方の研修を行い、共通認識の基で生徒への指導や本人への指導にあたる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめを発見する手立て

① 教職員と生徒との日常の交流を通しての発見

学習時間、休憩時間などにおいて、気になる生徒の日常の様子に変化が見られないか意識する。

② 教職員による情報交換

教職員が様々な教育活動のなかでより多くの生徒に関わり、相互の情報交換を密にする中で、発見の機会に繋げる。

③ 学級内の人間関係の把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展している場合もある。このことを踏まえ、職員打合せや運営委員会などで、気になる生徒の様子についての情報交換を行う。

④ アンケート調査の実施と分析

「いじめアンケート」などの調査を学校全体で計画的に取り組む。なお、アンケートの集約や分析については、いじめ対策委員会が中心となってあたる。

⑤ 外部講師を迎えての講演会

関係諸機関やスクールカウンセラーなどによる講演会を実施する。

(2) 早期対応・再発防止にむけて

① いじめ問題が起きた時は、担任だけで抱え込むことなく、直ちに生徒指導部、管理職に報告する。校長はいじめ対策委員会を招集し、事案対応の協議や役割分担を行い早期解決にあたる。

② いじめられている生徒の安心・安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導を行う。

③ いじめに対して傍観的立場にいる生徒には、傍観もいじめを行っている状況と同様であるという指導を行う。

④ 事案についての情報収集を綿密かつ的確に行い、集められた情報は、「個人別カード」などを活用して記録し、情報共有を図る。

⑤ 学校内だけでなく、教育委員会に報告するとともに専門家や関係諸機関と協議して解決にあたる。

⑥ スクールカウンセラーとの連携の基、いじめられている生徒の心の心理的ケアを行う。

⑦ いじめ問題の事実を確認した時には、いじめ問題の事実、学校側の事案への対応や取組について、家庭へ連絡し伝えるとともに、今後の学校の指導について真摯に説明する。また、教育委員会などとの連携を密にし、問題解決を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会（別紙）

いじめ問題の解決を図るため、管理職、生徒指導部、教務部、人権教育部、養護教員、当該学級担任、学校長が必要と認める者（保護者）による、いじめ対策委員会を設置する。

(2) 職員会議

全教職員で課題を有する生徒について、現状や指導についての情報交換及び対策について話し合いを行う。

5 関係機関連絡先

・ 十津川村教育委員会	0746-64-0067
・ 奈良県教育委員会（生徒指導係）	0742-27-5435
・ 五條警察署	0747-22-0110
・ 五條警察署十津川警察庁舎	0746-64-0110
・ 高田こども家庭相談センター	0745-22-6079
・ 十津川村福祉事務所	0746-62-0902

十津川中学校 いじめアクションプラン

十津川中学校では「いじめのない、いじめを許さない学校」をめざして次のような取組を行います。

いじめを防止する

- ・生徒会による「いじめをなくす活動」などの啓発
- ・月1回の人権講話をおこない、いじめをなくす意識の向上
- ・PTAとの情報交換と広報誌などを利用した啓発活動
- ・村教育委員会、地域の方々との協議や学校への協力依頼

いじめを早期発見する

- ・授業中や休み時間などの生徒観察
- ・生徒達との会話をする中での情報収集
- ・各種アンケート調査結果の考察
- ・家庭との情報交換
- ・職員間の情報共有と共通理解
(指導体制や対応の定期的な確認)

それでも起こってしまったら...
いじめの発生・認知

「絶対にいじめを許さない」
「被害者の視点に立つ」
「いじめ行為を迅速に止める」
この姿勢で全職員で対応する

確認・対応

- ①いじめを目撃した教員はその場を收拾するとともに、速やかに学級担任・学年教職員へ連絡する。
- ②関係生徒（被害生徒・加害生徒双方）から事情を聞き、事実を正確に把握し、整理する。
- ③管理職・生徒指導部・全職員に事実と指導方針を報告する。
- ④職員会議の中で全職員による指導態勢を確立する。
- ⑤加害生徒に対しては保護者を召喚し、学級担任・学年・生徒指導主事で指導する。加害生徒の保護者に対して事実と指導内容を伝え、今後の指導協力をお願いする。
- ⑥被害生徒に対しては家庭訪問〔学級担任・学年生徒指導・生徒指導主事（状況に応じて学校長）〕をおこない、事実と指導内容を伝え今後の支援についての方向性を伝える。

事態の収束

いじめの行為内容によっては下記の関係機関とも連携を行う

- ・十津川村教育委員会
- ・奈良県教育委員会
- ・十津川警察分庁舎（五條警察）
- ・高田子ども家庭相談センター など

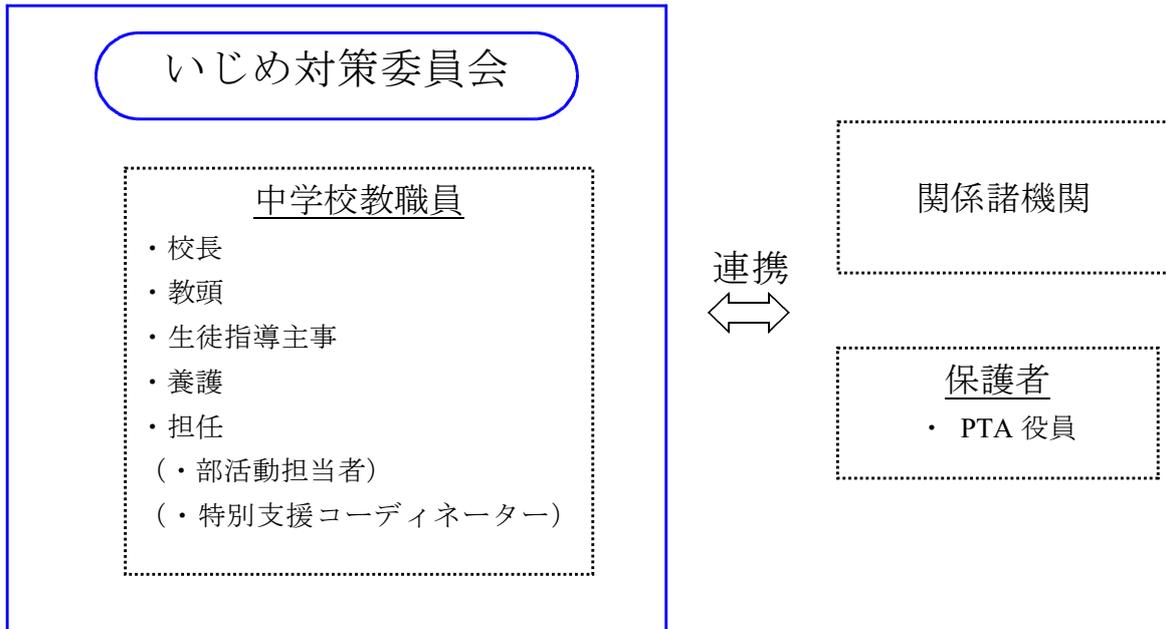
〔再発防止・事後指導〕

- ①加害生徒に対してはいじめの背景を探るとともに同じ過ちを繰り返さないように、生活改善など徹底した指導を保護者の協力も得ながら行う。
- ②被害生徒に対しては全教職員で様子等を観察し、気になる状況があれば学級担任に連絡し、学年・生徒指導主事を中心に対処していく。

いじめ対策委員会組織図

○いじめ対策委員会について

本校では、学校におけるいじめの問題を研究・協議し、いじめ対策を推進するために、いじめ対策委員を以下のように設置する。



○具体的な取組み

- ・ 生徒指導部会の開催 (週 1 回)
- ・ いじめ調査アンケートの集約・分析
- ・ 2 者面談実施 (年 3 回全学年)
- ・ こころと生活等に関するアンケートの実施
- ・ 月 1 回担当教員による人権講話
- ・ SCなどの活用 (SCによる生徒への授業、教員への研修を含む)